

丘陵みどりの会 会則

(名称)

第1条 この会は、丘陵みどりの会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局の所在地)

第2条 本会の事務局を東松山市岩殿 142 番地（比企自然学校内）に置く。

(目的)

第3条 本会は、高坂丘陵 STOP ナラ枯れ活動の事業を図り、ナラ枯れ対策等の地域課題の解決等に取り組むことを目的として 2022 年 4 月 2 日に設立する。

(活動・事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に該当する活動・事業を実施する。

- (1) 高坂丘陵地区のナラ枯れを防ぐ活動
- (2) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条の目的に賛同し入会した者とする。

- (1) 会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表に入会申込書により届け出るものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(退会及び会員資格の喪失)

第8条 会員は、退会しようとするときは、代表に退会届を提出し任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。
 - (1) 退会の申出があったとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(役員構成)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 事務局 3人
- (5) 監事 2人
- (6) 総務 数名

(役員選任)

第10条 役員は、総会において、会員の互選で選任する。

- 2 監事は、代表、副代表、会計及び事務局を兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を担当する。
- 4 事務局は、本会の事務のとりまとめを担当する。
- 5 監事は、本会の活動及び会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第13条 本会の総会は、会員を持って構成し、年1回通常総会を開催する。ただし、必要があるときは臨時総会を開催できるものとする。

ただし、非常変災等やむを得ない状況が生じ、総会を招集することが難しい場合は、書面による審議のうえ、書面表決にて決する。

- 2 総会は、次の事項について議決する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
 - (2) 解散に関する事。
 - (3) 事業報告および決算に関する事。
 - (4) 事業計画および予算に関する事。
 - (5) 役員選任に関する事。
 - (6) その他、本会の運営に関する重要事項に関する事。
- 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意によって決する。
- 4 総会の出席は委任状に替えることができる。また、表決書面を提出した会員は

総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 14 条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第 15 条 役員会は監事を除く役員を持って構成する。ただし、監事は役員会に同席し、意見を述べることができる。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

3 役員会の開催は、必要に応じて代表が招集して開催をする。

(事業報告書及び決算)

第 16 条 代表は、毎事業年度終了後 1 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 17 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(委任)

第 18 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第 19 条 この会則は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の承認がなければ変更できない。

附 則

この会則は、2022 年 4 月 2 日から施行する。

この会則は、2023 年 5 月 21 日から施行する。